

〔 平 27. 7. 2
総 13 - 2 〕

説 明 資 料

〔 平成 27 年度税制改正等について（地方税） 〕

平成 27 年 7 月 2 日（木）

総 務 省

最近の地方税制改正について(主な改正事項)

		25年度(2013年度)	26年度(2014年度)	27年度(2015年度)	28年度(2016年度)以降
デフレ脱却・経済再生等	雇用・消費・所得の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ●所得拡大促進税制の創設 ●NISAの創設 	<ul style="list-style-type: none"> ●拡充 ●拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●拡充 ●拡充、ジュニアNISAの創設 	
	民間投資の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発税制の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●拡充 ●生産性向上設備投資促進税制の創設 ●事業再編促進税制の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点化 	
税制抜本改革等	社会保障・税一体改革				
	24 ・ 8 ・ 10 税制抜本改革法成立		<ul style="list-style-type: none"> ●地方消費税率1%⇒1.7%への引上げ(消費税率換算)(26.4.1~) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方消費税率1.7%⇒2.2%への引上げ(消費税率換算)(29.4.1~) 	
	グローバル化対応			BEPSプロジェクトへの対応	

成長志向に重点を置いた法人税改革

- ・課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引下げ
(34.62%→27年度:32.11%→28年度:31.33%)
- ・数年で20%台まで引き下げることを目指す
- ・法人事業税所得割の税率引下げ及び外形標準課税(付加価値割、資本割)の拡大(2年間で4分の1から2分の1に段階的に拡大)
- ・法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減

経済社会の変化に対応した個人所得課税・資産課税のあり方について議論

平成 27 年度地方税制改正について

1 地方法人課税

[平成 27 年 4 月 1 日・平成 28 年 4 月 1 日施行]

◎ 法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等

- 資本金 1 億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2 年間で、4 分の 1 から 2 分の 1 に段階的に拡大。
(改正前 1/4→^㉗ 3/8→^㉘ 1/2)

※ 国・地方を通じた法人実効税率：改正前 34.62%→^㉗ 32.11%(▲2.51%)→^㉘ 31.33%(▲3.29%)

[標準税率]	改正前	平成 27 年度	平成 28 年度以降
所得割	7.2 % (4.3 %)	6.0 % (3.1 %)	4.8 % (1.9 %)
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2 %	0.3 %	0.4 %

* 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

*1 所得割の軽減税率についても比例的に引下げ。

*2 地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は現行同様)

【地方税法 及び 地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正】

- 法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。
- 事業規模が一定以下の法人について、2 年間に限り外形標準課税の拡大による負担増を原則 2 分の 1 に軽減。
- 資本割の課税標準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする。また、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一。

2 消費税率 10%への引上げ時期の変更等

[原則 平成 27 年 4 月 1 日施行]

◎ 地方税・地方交付税に係る税制抜本改革法についての措置

- 消費税率(国・地方)10%への引上げ等の施行日を平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に変更。
- 消費税に係る地方交付税率を変更。
(改正前：^㉗ 20.8% ^㉘以降 19.5% → 改正後：^㉗・^㉘ 22.3% ^㉙以降 19.5%)
- 税制抜本改革法(地方)附則第 19 条第 3 項を削除。
- 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正】

◎ 住宅ローン減税の延長

- 個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年半延長。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填。

3 車体課税

[平成 27 年 4 月 1 日施行]

◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

- 平成 32 年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成 32 年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2 年延長。

例：乗用車

[改正前] (適用期限：H27. 3. 31)

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H27 年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H27 年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H27 年度燃費基準達成



[改正後] 基準切替えと重点化

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H32 年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H32 年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H32 年度燃費基準達成
40%軽減	H27 年度燃費基準+10%達成
20%軽減	H27 年度燃費基準+5%達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) に限る。

◎ 軽自動車税の見直し

- 一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例（軽課）を導入。

例：軽乗用車 [H27. 4~]

内容	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H32 年度燃費基準+20%達成
税率を概ね 25%軽減	H32 年度燃費基準達成

※ 「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）とする。

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車 (★★★★) に限る。

- 二輪車に係る税率の引上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延期。

【地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）の改正】

4 ふるさと納税

[原則 平成 27 年 4 月 1 日施行]

◎ 特例控除額の拡充 (平成 27 年中に支出する寄附金 (平成 28 年度分の個人住民税) から適用)

- 個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の 1 割から 2 割に拡充。

◎ 申告手続の簡素化 (「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)

- 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

5 固定資産税等

[平成 27 年 4 月 1 日施行]

◎ 固定資産税等 (土地) の負担調整措置

- 現行の仕組みを 3 年延長。

※ これに伴い、国有資産等所在市町村交付金について所要の措置。【国有資産等所在市町村交付金法の改正】

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置 (4%→3%) を 3 年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置 (2分の1) を 3 年延長。

6 地方たばこ税

[平成 28 年 4 月 1 日施行]

- 旧 3 級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 4 月 1 日までの間に 4 段階で縮減・廃止等。

7 狩猟税

[原則 平成 27 年 4 月 1 日施行]

- 有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の者の狩猟者登録に係る軽減措置を平成 30 年度まで実施。
 - ・ 対象鳥獣捕獲員 → 課税免除 (現行 税率 2 分の 1)
 - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 → 課税免除 (新設)
 - ・ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者 → 税率 2 分の 1 (新設)

8 主な税負担軽減措置等

[原則 平成27年4月1日施行]

- 新幹線鉄道に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象路線に北海道新幹線を追加。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地を固定資産税の住宅用地特例の対象から除外。
- 以下の特例措置等について、わがまち特例を導入した上、延長。
 - ・ 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税・不動産取得税）〔2年延長〕
 - ・ 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）〔3年延長〕
 - ・ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（固定資産税）〔2年延長〕
- 買取再販事業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、不動産取得税の税額を減額する特例措置を創設。
- Jリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設に物流施設を追加した上、2年延長。
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、その一部を廃止等の上、3年延長。

9 納税環境整備

◎ 地方税における猶予制度の見直し [平成28年4月1日施行]

- 地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定める仕組みとした上で、国税における昨年度の改正を踏まえ所要の見直し。

◎ 個人住民税等の還付加算金の起算日の見直し [平成27年4月1日施行]

- 所得税の還付申告等に基因する個人住民税等の還付加算金の起算日について、所得税が過納となった場合と概ね一致させるよう見直し。